

マーシャル諸島による国際 司法裁判所 (ICJ) への提訴

メディアセミナー「核廃絶へ 世界の今と日本の課題」

2014年7月18日

山田寿則(明治大学、国際反核法律家協会)

マーシャル諸島共和国による提訴の概要

- 2014年4月24日 提訴
- 事件名 : Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (核軍備競争の停止および核軍縮に関する交渉についての義務) 「核軍縮交渉義務事件」
- 相手国(被告): 核保有9カ国を個別に相手取り提訴
 - NPT当事国(核兵器国): 英露仏英中
 - NPT非当事国: 印パ、イスラエル、北朝鮮
- 請求の趣旨(どのような判決を求めているか)
 - 対NPT当事国
 - NPT6条および慣習国際法上の核軍備競争早期停止義務・核軍縮交渉義務違反の宣言
 - 同義務を「誠実に履行する」義務違反の宣言
 - 判決後1年以内に、同義務を履行するあらゆる措置(あらゆる点での核軍縮に関する条約締結交渉の提起を含む)をとることの命令
 - 対NPT非当事国
 - 慣習国際法上の核軍備競争早期停止義務・核軍縮交渉義務違反の宣言
 - 同義務を「誠実に履行する」義務違反の宣言
 - 判決後1年以内に、同義務を履行するあらゆる措置(あらゆる点での核軍縮に関する条約締結交渉の提起を含む)をとることの命令

核兵器不拡散条約(NPT) 第6条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament, and on a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.

核実験事件ICJ判決(1974年)

- 1973年、南太平洋のムルロワ環礁における仏の大気圏内核実験の違法性の認定と将来的差止めを求めて、豪とNZが各々国際司法裁判所に提訴した事件。
- 74年には大気圏内核実験を停止する旨の仏の一方的宣言があり、74年の判決では仏の一方的宣言を根拠に、すでに紛争は消滅したとして訴訟を打ち切った。
 - 仏の一方的宣言は法的義務
 - 大気圏内核実験の違法性の判断は回避。
 - 仏は地下核実験に移行。
- 95年の仏の地下核実験の再開発表をうけ、NZは実験再開を阻止するために、ICJに再審を請求したが、裁判所はこれを却下(95年9月)。
 - なお、仏は地下核実験を再開・実施した後に、98年にはCTBTに批准。

核兵器による威嚇または核兵器の使用の合法性に関するICJ勧告的意見(1996年)

- 国連総会(1994年)と世界保健機関(1993年)がそれぞれ核兵器使用の合法性等に関して国際司法裁判所に勧告的意見を求めた事件。裁判所は、世界保健機関からの諮問についてはその管轄権を否定して回答しなかったが、国連総会からの諮問に対しては管轄権を認め勧告的意見を与えた。
- 核兵器の使用・威嚇は、国際人道法に一般的に違反するとしながらも、国の存亡のかかる自衛の極端な状況においては合法か違法かは確定的に判断できないと述べた。主文2E
- 「嚴重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に行いかつ完結させる義務が存在する」(主文2F)と判示。

マーシャル諸島共和国

1920年 ミクロネシアへの日本による委任統治(国際連盟)開始

1945年 米軍による占領下へ(1947年から米国による信託統治)

1946年～58年 米国の核実験 67回

- 1954年 第5福竜丸事件(ビキニ環礁での水爆実験)
- 国連人権理事会特別報告者Calin Georgescuの2012年9月3日報告書:有害な影響はこんにちでも継続。国際社会は「核汚染によるマーシャルの経験、とくに、放射性ヨウ素と甲状腺がんの関係性の理解を学ぶ」べき。

1978年 マーシャル、ミクロネシア連邦から脱退

1986年 米との自由連合盟約成立、独立

- 国防・安全保障の権限・責任は米国

1991年 国連加盟

1995年 NPT加入

2004年 改正盟約発効

- クワジェリン環礁がミサイル実験用の基地として米軍に貸与。弾道ミサイル迎撃実験等に利用

国際反核法律家協会 (IALANA) の取り組み

1988年4月 IALANA発足(ストックホルム)

1991年11月 第2回総会(アムステルダム)、世界法廷運動発足を決議

1992年5月 IALANA、IPB、IPPNWが「世界法廷運動」発足の集会(ジュネーブ)

1996年7月 ICJ勧告的意見

(この間、Back to the Court/Return to the Courtを検討)

2009年 “Legal Memorandum” の公表(『核不拡散から核廃絶へ』所収)

- ・ ICJ勧告的意見を求める国連総会決議案

2014年 マーシャル諸島によるICJ提訴

関連年表

2013

4. 24 マーシャル諸島によるICJの強制管轄権受諾宣言

2014

4.24 マーシャル諸島提訴

12.6 対インド事件(管轄権)、マーシャルの申述書提出期限

2015

1.12 対パキスタン事件(管轄権と受理可能性)、マーシャルの申述書提出期限

3.16 対英国事件、マーシャルの申述書提出期限

4.27-5.22 NPT再検討会議

6.16 対インド事件(管轄権)、インドの答弁書提出期限

7.17 対パキスタン事件(管轄権と受理可能性)、パキスタンの答弁書提出期限

12.16 対英国事件、英国の答弁書提出期限

ICJ管轄権の成立について

- ICJの管轄権(裁判権)の有無は紛争当事国の合意が前提となる
- 成立方式
 1. 紛争当事国の事前・事後の付託合意の存在(規程36条1)
 - 個別条約の紛争解決規定や紛争ごとの付託合意など
 2. ICJの強制的(義務的)管轄権受諾国相互間での一方的提訴(規程36条2)
 - 強制管轄権受諾宣言の発出(任意)による場合(後述)
 3. 被告国の任意による応訴(応訴管轄)
 - 例、1948年コルフ海峡事件(英対アルバニア)など
 - 被告の応訴がない限り、総件名簿に記載されず、手続上の措置はとられない。

I CJ管轄権受諾宣言の現状①

- 現時点で、管轄権受諾宣言国は日本を含め70か国。米露仏中、イスラエル、北朝鮮は宣言を出していない。
- 受諾国の場合も留保事項は例外となる。
- マーシャル諸島宣言(2013年4月23日)
 - 留保事項
 - 紛争当事者が他の平和的解決手段に合意している紛争
 - 他方当事国が当該紛争の関係でのみ管轄権を受諾している紛争
- パキスタン宣言(1960年9月13日)
 - 留保事項
 - 当事者が合意により他の裁判所に付託するものとしている紛争
 - 国際法により専らパキスタンの国内管轄権内にあるとされる問題に関する紛争
 - 多数国間条約から生じる紛争。ただし以下を除く。①判決により影響を受ける条約の全当事国が当該事件の当事者である場合。②パキスタンが特に管轄権に同意する場合。

ICJ管轄権受諾宣言の現状②

- インド宣言(1974年9月18日)

- 留保事項

- 紛争当事者が他の平和的解決手段に合意している紛争
- コモンウェルス構成国との紛争
- 本質上インドの国内管轄権内にある事項に関する紛争
- 敵対行為、武力紛争、個別的/集団的自衛行動、侵略への抵抗および国際機関が課す義務の履行その他類似の行為・措置・状況に関する紛争
- 他方当事国が当該紛争の関係でのみ管轄権を受諾しているか、管轄権受諾後12か月以内に提訴される紛争
- 多数国間条約の解釈・適用に関する紛争。ただし、当該条約の全当事国が訴訟当事国であるか、インドが特別に当該事件につき管轄権に合意する場合を除く
- 上記を含め、実質11項目の紛争が留保されている。

ICJ管轄権受諾宣言の状況③

- イギリス 宣言(2004年7月5日)
 - 留保事項
 - 紛争当事者が他の平和的解決手段に合意している紛争
 - コモンウェルス構成国との紛争
 - 他方当事国が当該紛争の関係でのみ管轄権を受諾している紛争、または、強制管轄権受諾後12か月未満で提訴される紛争

想定される争点

- 先決的抗弁として
 - 管轄権の存否
 - 訴えの利益(原告適格)
 - 紛争の性質(法律的紛争)、など。
- 本案段階において
 - 軍備競争早期停止義務履行の有無・・・核兵器の近代化との関係
 - 核軍縮交渉義務履行の有無
 - 「信義誠実」義務の存否とその履行の有無、など。

本訴訟のインプリケーション

• 法的側面

- 核軍縮誠実交渉・完結義務(96年勧告的意見)の内容の明確化(解釈)
- 同義務の現状へのあてはめ(適用)とその評価
- 核軍縮義務の対世的性質＝国際社会の一般利益の深化→核兵器禁止/全廃条約の法的必要性の強化

• 社会的側面

- 特定の標的国への影響
 - とくに、英印パ。 cf. 核実験事件のフランス
 - 当該国の国内でのうけとめに注目
- 訴訟参加国等が拡大できるか
- 核保有国(非NPT国も含む)の実行を評価・査定する社会的監視機能の強化

参考文献・情報源

- ICJ 係属事件のページ <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=1>
- 弁護団のページ Nuclear Zero <http://www.nuclearzero.org/>
- IALANA Special Newsletter July 2014
http://en.ialana.de/fileadmin/ialana/Daten/Dateien/IALANA_International_Newsletter_RMI_Case_14_7.pdf
- 浦田賢治『核不拡散から核廃絶へ 軍縮国際法において信義誠実の義務とは何か』日本評論社、2010年